

岐阜県公報

号 外 (四) 平 成 二 十 九 年 四 月 一 日

目 次

規 則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税 務 課)

一

告 示

指定代理納付者の指定に関する告示

(税 務 課)

一

規 則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第三十号

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県税条例施行規則(昭和二十五年岐阜県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第八十二条の十三中「健康福祉部地域福祉国保課長」を「健康福祉部地域福祉課長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第百八十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により指定代理納付者の指定をしたので、岐阜県会計規則(昭和三十三年岐阜県規則第十九号)第三十七条の三の規定により告示する。

平成二十九年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

ヤフー株式会社 東京都千代田区紀尾井町一 番三号	指定代理納付者の名称及び住 所
自動車税	指定代理納付者に 納付させる歳入
平成二十九年五月八日から平 成三十年三月三十一日まで	指定代理納付者に歳入を納付 させる期間

平成二十九年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社